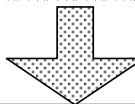


リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方) —中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティー)の確保—

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」
(※)地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

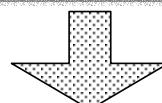


※「リレーションシップバンキング」=長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティー)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的に処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与える

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)

ー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(ステナビリティー)の確保ー

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

⇒各金融機関は**本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出**。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成（「目利き研修」の実施）
- 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
- ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- 要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
- 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- 産業再生機構の活用
- 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
- 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表（デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等）
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用（審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等）

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債務者への重要事項（貸付・保証契約内容等）の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 適切な自己査定及び償却・引当の実施
- 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
- 早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 収益管理態勢の整備
- リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

3. ガバナンスの強化

- 株式非公開銀行の開示体制の整備
- 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
- マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化

4. 地域貢献に関する情報開示等

- 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
- 当局による利用者への財務情報提供の充実

5. 法令等遵守（コンプライアンス）

- コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

6. 地域の金融システムの安定性確保

- システミックリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
- 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
- 公的資本増強行の監督等に関する運用ガイドラインの整備

7. 監督、検査体制

- 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定）
- 検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底及び改訂